新・特定操縦免許 限定解除までの流れ

※小型旅客船・遊漁船の船長となる方が対象です。



これから特定操縦免許を 取得する方



令和6年3月までに 特定操縦免許取得済みの方で 新特定操縦免許に切り替えを 希望される方



① 海技免状と小型船舶操縦免許の両方を有し、 現在特定操縦免許がない方で新特定操縦免 許の取得を希望される方

② 旧特定操縦免許を取得していたが、令和8年 3月31日までの経過措置期間内に新しい特 定操縦免許に切り替えを行わず、旧特定操縦 免許が抹消された方

令和6年4月以降

【特定操縦免許講習】を受講する。

(従来の8時間講習に実技4時間以上・学 科 4 時間以上が追加された 15 時間以上 の講習となります)。修了試験の合格者にの み修了証が交付されます。

令和6年4月から2年間のうちに 【移行講習】を受講する。

実技 4 時間・学科 4 時間以上。ただし、小型 旅客船・遊漁船の船長として3ヶ月以上の乗 船履歴を有する者は実技講習が免除になり ます。修了試験の合格者にのみ修了証が交 付されます。



受講する必要があり ますが、講習課程のう ち、救命科目が免除 されます。 従って上記の【移行講 習】と同じ内容になり ます。

特定操縦免許講習を

免許申請

新·特定操縦免許 が交付されます

必要な乗船履歴が ない場合、小型旅客 船・遊漁船の船長と して乗船できる航行 区域が平水区域に 限定されます。

この時点で既に必 要な乗船履歴があ れば、同時に限定解 除をすることが出 来ます。

乗船履歴

航行区域の限定を解除 するには、下記の乗船履 歴が必要になります。

【必要な乗船履歴】

沿海区域(限定沿海 を含む)以遠を航行 する総トン数200ト ン未満の船舶におい て、船長・航海士又 は甲板部員として 1年以上乗り組んだ 履歴



限定解除

限定解除申請をして 初めて小型旅客船・ 遊漁船の船長として 平水区域以外を航行 することができるよ うになります。



限定解除をすると 青色の背景で 『特定全』と表示さ れるようになりま す。

